

しずおか日赤訪問看護ステーション運営規程

運 営 規 程

指定（介護予防）訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条

日本赤十字社が設置するしずおか日赤訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営方針）

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅（介護予防）サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「静岡県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（静岡県条例第23号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営方針）

第3条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援セン

ター、地域包括支援センター、他の居宅（介護予防）サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、「静岡県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（静岡県条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 しずおか日赤訪問看護ステーション
- 2 所在地 静岡市葵区追手町8番2号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- 1 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事出来るものとする。

- 2 看護職員 保健師 助産師 看護師 准看護師 3名以上

看護職員は、（介護予防）訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師は除く）、指定（介護予防）訪問看護を担当する。

- 3 理学療法士・作業療法士（必要に応じて配置する）

（介護予防）訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護（リハビリテーション）を担当する。看護職員の代わりに理学療法士・作業療法士を訪問させるものであり、初回訪問時及び概ね3か月に1回程度は看護師が訪問し全身状態の評価を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、5月1日（日赤創立記念日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分（但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。）
- 3 サービス提供時間 24時間

（指定（介護予防）訪問看護の内容）

第7条

事業所で行う指定（介護予防）訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- 1 (介護予防) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
 (サービス内容の例)
 - ① 病状・障がいの観察
 - ② 療養環境の整備・清潔介助・栄養や食事摂取のケア
 - ③ 認知症の療養者に対する看護
 - ④ 終末期の療養者に対する看護
 - ⑤ フットケア・浮腫に対する看護
 - ⑥ 妊産婦・褥婦の看護・指導・相談
 - ⑦ 褥瘡予防・処置
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ 酸素吸入、吸引
 - ⑩ 内服薬管理
 - ⑪ 家族支援に関する事、家族への療養上の指導、相談
 - ⑫ その他医師の指示による医療処置
 - ⑬ リハビリテーション
- 2 (介護予防) 訪問看護計画書に基づく指定(介護予防)訪問看護の提供
- 3 (介護予防) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護等の利用料等)

第8条

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の介護報酬額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の内、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の介護報酬額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の内、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域または実施地域以外で行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする(税込)。

医療保険の場合 往復 5 km以内	122 円
5 km以上 10 km未満	550 円 (小数点以下 切り上げ)
10 km以上	770 円
20 km以上	990 円
30 km以上	1,210 円
40 km以上	1,430 円
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定(介護予防)訪問看護提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨

の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 保険外費用

- | | |
|--------------|--|
| ① 休日料金 | 医療保険の場合 営業日以外の緊急訪問看護の場合、
2,000円/1回（＋基本療養費、管理療養費等） |
| ② 保険外訪問看護利用料 | 4,000円/30分 |
| ③ 死後の処置料 | 16,500円（税込） |
| ④ キャンセル料 | 当日キャンセルの場合、基本料の50% |
| ⑤ 衛生材料等 | 実費購入 |

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、静岡市内とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条

- 1 指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者及び当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第11条

- 1 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- 4 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する。

（苦情処理）

第12条

- 1 指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、当事業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に十分周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 措置を適切に実施するための担当者を置く。

また、密室になりやすい在宅の特徴を考慮し、当事業者が単独で判断できないことが多く、各種機関との情報収集、連携、意見のすり合わせを行い、行政への早めの情報共有、通報など必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 1 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- 2 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（背信行為による解約）

第15条

- 1 当事業者が、正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、社会通念を逸脱する行為を行った場合などは、当事業者に対して契約の解約を行うことができる。
- 2 利用者およびその家族が当事業者に対して、身体的暴力・精神的暴力（言葉の暴力・セクシャルハラスメント）・いやがらせなどを行った場合は、直ちに契約の解約をすることがあり、文書にて通知を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員就業規則（個人情報保護規定）に規定している。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は日本赤十字社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和1年10月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和4年11月1日改訂

令和7年1月1日改訂

令和7年3月21日改訂